

定期健康診断等における診断項目の取扱い等の変更について

30年度より労働安全衛生法に基づく定期健康診断では、血糖検査の取扱いが変更となっています。生活習慣病予防健診で定期健康診断等を実施される場合は血糖(空腹時または随時※)検査を実施いただきますようお願いいたします。 ※食後3.5時間以上経過後に限る

○血糖検査をHbA1cで代替する取扱いの廃止

平成29年8月4日付けの労働基準局長通知「【基発0804 第4号】定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」により、平成30年4月1日より血糖検査をHbA1cを実施したことで代替することが可能である取扱いが廃止されています。

【平成30年度以降の血糖検査の取扱い】

	空腹時血糖	HbA1c	随時血糖 食後3.5時間	
			未満	以上
生活習慣病予防健診	○	○	×	○
労働安全衛生法	○	×	○	○